

# 津山市立新野小学校 いじめ問題対策基本方針 令和6年度

## めざす子ども（児童）像

- 命の尊さに気づき、心豊かで命についての考え方や認識を深め広げることができる子
- 学校生活の中で、お互いを思いやり助け合い、自己肯定感を高め、自分のよさを発揮できる子
- めあてをもって、こつこつと努力を重ねたり、進んで働いたりできる子

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 学校全体での取組を推進するために、いじめ対策委員会には、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事および生徒指導担当者・養護教諭を中心に参画し、実効的ないじめ問題の解決のために様々な取組を行う。
- いじめの未然防止と早期発見のため、いじめ調査アンケートやアセスを実施し、教育相談や全体での情報交換を行う。
- <重点となる取組>・学校生活のきまりを守り、よりよい言葉遣いや態度ができるように児童を育成していく。  
・12月の人権参観日を中心に、いじめについて考え、いじめを許さずみんなで解決していくとする意識を向上させる。

### 保護者・地域との連携

#### <連携の内容>

- 本校の「いじめ防止基本方針」をPTA総会で説明し、保護者への理解と協力をお願いする。
- 地区別懇談会において、地域での生活の様子について懇談し、見守りや情報提供の依頼を行い、いじめにつながる課題の早期発見に努める。
- 教育相談を実施し、いじめにつながる事象については保護者との情報交換や指導内容の情報提供等を行ないより細かい連携を図る。

### 学 校

#### いじめ問題対策委員会

- <対策委員会の役割>  
・「いじめ問題対策基本方針」に基づき校長を中心といじめと認められる行為に適切に対処する。
- <対策委員会の開催時期>  
・毎学期ごとに行う。
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>  
・職員会議において全職員に情報提供。緊急時は職員打ち合わせで連絡をする。
- <構成メンバー>  
・校外 民生委員・主任児童委員代表  
人権擁護委員代表  
・校内 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事  
生徒指導担当者・養護教諭等

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

- <連携機関名>・津山市教育委員会
- <連携内容>・保護者支援のためのSC派遣
- <学校側の窓口>・教頭
- <連携機関名>・岡山県教育委員会
- <連携内容>・保護者支援のためのSSW派遣
- <学校側の窓口>・教頭
- <連携機関名>・津山警察署  
・学校警察連絡室  
・スクールガード
- <連携の内容>・非行防止教室
- <非行防止教室>・校内巡回
- <校内巡回>・指導への助言等
- <学校側の窓口>・教頭

### 学 校 が 実 施 す る 取 組

#### ① いじめの防止

- <校内指導体制>  
・児童の様子を把握し、生活における課題に対して担任・生徒指導主事を中心に生活指導を行う。  
・学校生活のきまりを守ることができるように全職員で指導を行う。
- <児童の人権意識・生命尊重の態度、自己指導力の育成>  
・各教科や道徳の学習を中心に、学校生活におけるさまざまな場面において、児童の人権意識の向上や生命尊重の態度育成に努める。
- <互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係づくり>  
・教職員と児童、児童同士がいっしょに活動することによってお互いを理解し、よいところを認め合う人間関係づくりに努める。
- <児童の主体的な参加による活動の推進>  
・児童会を中心に「縦割り活動」を行い、児童がお互いに理解・協力しあい、楽しく活動することによって、いじめはいけないことであるという意識向上へつなげていく。
- <ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成>  
・パソコンやゲーム機を利用したインターネット上において、他者の個人情報を流す等問題行動を行わないように、各学年に応じて指導を行う。
- <教職員の指導力の向上>  
・いじめに関する研修を行い、生徒指導やいじめ事案への対応を適切に行えるように資質向上に努める。
- <家庭や地域の関係団体との連携強化>  
・日頃より家庭とのつながりを大切にし、情報交換や情報提供を適切に行っていく。学校警察連絡室によるいじめ防止の授業などを実施していく。
- <登下校の安全を見守る「見守りボランティア」や民生委員・主任児童委員との情報交換を行い、児童の生活環境や状況把握に努める。**また、学校運営協議会との連携を図る。**
- <学校いじめ問題対策基本方針の周知>  
・HPなどを通じて学校いじめ防止基本方針の内容を家庭、地域に知らせる。
- <学校いじめ問題対策基本方針による取組の点検・評価>  
・年末に1年間の取組について点検・評価を行い、来年度の取組に活かしていくことができるようになる。
- <特に配慮が必要な児童への対応>  
・特に配慮が必要な児童について、日常的に適切な支援の実施と、研修による共通理解を図る。

#### ② 早期発見

- <教職員による観察や情報交換>  
・日常の児童の様子について教職員が情報共有を行ったり、校内生徒指導担当者会での情報交換を行ったりする。
- <定期的なアンケート調査等の実施>  
・いじめ調査アンケートおよびアセスを毎学期実施し、児童の実態をつかむ。調査後は速やかにアンケート用紙を、校長・教頭・学年団・養護・生徒指導に回覧する。
- <校内の教育相談体制の活用>  
・保護者や**児童の悩みを受け止めることができるようSCやSSWによる教育相談を適宜行う。**
- <校外の相談機関等の周知>  
・学校外として、県教育センターの教育相談や市教育委員会の教育相談等、相談機関の紹介を校報などを通じて知らせる。
- <SNS等の利用実態の把握と指導>  
・児童のSNS利用について勝北地区全体のメディア調査の際に調査項目としてあげ、利用状況と人間関係把握に努める。

#### ③ いじめへの対処

- <いじめ発見や相談を受けたときの対応>  
・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。  
・児童や保護者がからいじめの相談や訴えがあった場合、直ちに状況を把握し適切に関わり、協力して対応する体制を整える。
- <教職員の組織的な対応と関係機関との連携>  
・いじめ対策委員会を中心に情報共有と指導・支援体制をとり、問題解決に必要な関係機関との連携を図る。必要であれば緊急の保護者会を設ける。
- <いじめられた児童とその保護者への支援>  
・いじめられた児童への状況確認や心のケア、安心して暮らせる場を設定し改善を行う。保護者には状況を伝え対応について情報を共有する。
- <いじめた児童への指導とその保護者への助言>  
・いじめた児童への指導関係を聞き取り、いじめはいけない行為であることを自覚させ、学校はいじめを許さないという姿勢を伝え、今後いじめをしないという意志を持つことができるよう指導を行う。保護者へ情報を伝え、必要な助言や協力体制をつくる。
- <いじめの事実調査>  
・いじめに關係した児童への聞き取りを行い必要な場合アンケート調査を行う。調査後速やかにアンケート用紙を、校長・教頭・学年団・養護・生徒指導または職員全体に回覧する。
- <他の児童への働きかけ>  
・いじめの傍観者となった児童に、いじめは自分たちの問題であり、いじめをやめるための行動をとることができるように指導する。必要があれば学校警察連絡室による授業も行う。
- <いじめ解消後の継続的な指導>  
・経過の観察を行い、再発防止のための指導を継続する。**SC, SSWとともに、定期的な教育相談を実施する。**
- <ネット上の不適切な書き込み等への対処>  
・ネット上でいじめにつながる書き込みについては削除要請を行い関係児童や保護者へ対応する。被害の対象となった児童に対しては適切なケアを行う。
- \*関係機関との連携を含め、迅速かつ丁寧な対応を行う。心のケアについてはSCやSSWへの報告を行い、必要に応じて来校・教育相談を依頼する。また、被害・加害のいずれに関わらず、学校外の専門機関(相談事業所、子ども育て相談室、通級指導教室、放課後等児童デイサービス、**児童相談所**等)とも必要な連携を取る。